

清須市緊急通報システム事業委託業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本事業は、清須市（以下「市」という。）が、ひとり暮らし高齢者等（以下「利用者」という。）宅に通報に必要な機器を設置し、利用者からの緊急的な通報等に対応することにより、日常生活の不安解消、安全確保を図ることを目的とする。

本要領は、市が実施する緊急通報システム事業の委託事業者を1社に選定するにあたり、必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

清須市緊急通報システム事業委託業務

(2) 業務内容

別紙「清須市緊急通報システム事業委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 提案上限額

機器設置、保守、撤去ほか仕様書に記載のサービスを含む1台あたりの月額単価の上限額

2,750円（消費税及び地方消費税は含まない）

(4) 履行期間

令和7年10月1日（予定）から令和8年3月31日まで

ただし、新規の委託事業者が選定された場合、契約締結日は異なる。

(5) 設置台数（参考：年間 設置台数及び撤去台数）

303台（令和7年2月末日現在）

（参考：年間 55台設置、21台撤去）

3 プロポーザル参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の参加資格要件を満たす者とする。

(1) 法人に関すること

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 清須市契約規則（平成17年清須市規則第50号）第5条第3項に基づく競争入札参加資格者名簿に掲載されていること。

ウ 清須市の工事等請負契約に係る指名停止の措置規程（平成17年清須市訓令第34号）に基づく指名停止を受けていないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

オ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

- カ 同種の事業に対し、契約不履行行為等不法行為をしていないこと。
- キ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）、品質マネジメントシステム（ISO9001）、プライバシーマーク（JISQ15001）又はPマークのいずれかの認証を取得していること。
- ク 地方税及び国税を滞納していないこと。
- ケ 提案上限額の範囲内で業務が遂行できること。
- コ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この要領において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していないこと。

(2) 実績に関すること

過去（当該年度も含む。）に官公庁において、清須市緊急通報システム事業と同種又は類似業務を元請として完了した実績を有することとし、参加申込書（様式1）とともに、同種又は類似業務の過去5年以内かつ1年以上の運用実績（様式5）を提出するものとする。

4 参加申込書等

本プロポーザルに参加を希望する者は、(1) 受付期間に以下(2)参加表明に係る提出物を持参又は郵送にて提出すること。

(1) 受付期間

令和7年5月22日（木）午前9時から令和7年5月30日（金）午後5時まで

(2) 参加表明に係る提出物

ア 参加申込書（様式1）

イ 誓約書（様式2）

ウ 会社概要書（様式3）

(3) 提出要領及び注意事項

- ・提出する紙原本には代表者印を押印して提出すること。
- ・電子メールによる提出は認めない。

5 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する者は、次のとおり企画提案書（様式任意）を提出すること。なお、提案書等は仕様書に基づいた内容とし、各7部（正1部・副6部）を提出すること。また、副本は、社名・ロゴマーク等、参加者が特定される事項を記載しないこと。

(1) 受付期間

令和7年6月3日（火）午前9時から令和7年6月11日（水）午後5時まで。下記「9 書類提出及び問い合わせ先」の担当者まで持参又は郵送にて提出すること。

(2) 提案書にかかる提出物

ア 企画提案書（様式任意）

- イ 業務実施担当者調書（様式4）
 - ウ 業務実績調書（様式5）
 - エ 機器設置スケジュール表（様式任意）
 - オ 見積書（様式6）
- (3) 業務実施担当者調書
- ア 様式
業務実施担当者調書（様式4）のWordデータに入力すること。
 - イ 提出要領及び注意事項
業務実施担当者調書に記載されている記載要領に従い記載すること。
- (4) 業務実績調書
- ア 様式
業務実績調書（様式5）のWordデータに入力すること。
 - イ 提出要領及び注意事項
業務実績調書に記載されている留意事項に従い記載すること。
- (5) 機器設置スケジュール表（様式任意）
- ア 提出要領及び注意事項
 - ・委託事業者を1社に選定することにより、他社で設置している機器を短期間で受託者の機器に移行する必要がある。それに伴うスケジュール。
 - ・設置台数は、本要領2(5)を参照。
 - ・利用者の利用空白期間が無いよう受託者が他社で設置している機器を撤去、受託者の機器を設置すること。
 - ・遅くとも令和7年9月30日までに撤去、設置を完了すること。
 - ・スケジュール表はA4サイズとし、業務に係る打合せも明記すること。
- (6) 見積書
- ア 様式
見積書（様式6）のWordデータに入力すること。
 - ・見積金額は税抜き価格とすること。
 - イ 提出要領及び注意事項
 - ・紙原本を1部提出すること。
 - ・提出する紙原本には代表者印を押印して提出すること。
- (7) その他留意事項
- ア 面談による書類の提出を希望する場合は、可能な限り、事前に事務局担当者に予約をした上で行うこと。予約がない場合でも受付を行うが、事前予約があったものを優先して対応するものとする。
 - イ 企画提案書の内容は、「仕様書」を熟読した上で提案者が責任を持って必ず履行できるものとする。
 - ウ 「仕様書」は必要最低限の要件を定めたものであるが、「仕様書」の内容を満たす代替案は認めるものとする。
 - エ 「仕様書」に記載のない事項であっても、独自の判断により本業務に必要であると思われる業務がある場合及び業務を行う上で、市にメリットがあると

思われる業務においては、積極的に提案すること。ただし、これに係る経費は、提出する見積額に含むものとする。

オ 企画提案書は、原則として文字サイズを12ポイント以上とする。ただし、グラフや図表等の文字についてはこの限りでない。

6 提出書類の取扱い

(1) 提出書類の取扱い

ア 提出書類の再提出、追加及び変更をすることは一切認めないものとする。ただし、誤字脱字程度の軽微な修正については、事務局担当者へ事前に連絡をした上で修正できるものとする。

イ 提出書類は返却しないものとする。

ウ 提出書類は、本プロポーザルによる受注者選定のみを使用するが、清須市情報公開条例（平成17年清須市条例第10号）に基づき、公文書の開示請求がされた場合は、一部又は全部について公開する場合がある。

(2) 提出書類の無効

提出書類について、次の条件のいずれか一つでも該当する場合は、原則として提出書類を無効とし、審査の対象としないものとする。

ア 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない。

イ 許容された表現方法以外の方法が用いられている。

ウ 虚偽の内容が記載されている。

エ 見積額が本業務の提案上限額を超えている。

オ 審査の公平性を害する行為がある。

カ 提案にあたり著しく信義に反する行為が認められる。

キ その他、本要領において規定した条件を満たしていない。

7 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

清須市の職員で構成する審査委員会（5人）において、書類審査を行い、受託候補者として1社を選定する。

(2) 審査基準

企画提案書の評価項目、判断基準及び評価の配点は、次の表のとおりである。なお、書類審査による合計点は500点（100点×審査委員5人）である。

No	評価項目	評価基準	配点(100)
1	事業者の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の安定性 ・業務実績 	10
2	緊急通報システム機器	<ul style="list-style-type: none"> ・機器の構成、機能 ・機器の保守、故障時の対応 ・利用者への配慮、工夫 	20
3	緊急時の対応及び受信センターの業務体制	<ul style="list-style-type: none"> ・駆けつけ体制 ・受信センターの体制 ・安否確認体制 	20
4	設置、撤去	<ul style="list-style-type: none"> ・設置、撤去スケジュール 	10
5	事業者のアピールポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者特有のサービスは他事業者と比較してどうか 	10
6	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報対策 ・セキュリティ対策 	10
7	見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・見積内容の妥当性 ・見積単価 	10
8	総合評価	上記事項を総合的に評価する	10

(3) 合格基準

書類審査においては、次のとおり合格基準（以下「基準」という。）を設ける。

ア 審査委員の合計点数が300点（500点×6割）であること。

イ 合計点数が最も高い者であっても、上記の基準に満たない場合は、受託候補者として選定しない。

(4) 審査結果

審査結果については、参加者全員へ電子メールにより通知する。

なお、審査内容・経過については公表しない。また、結果に対する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

8 質疑等

(1) 質問及び回答

ア 様式

質問書（様式7）のWordデータに入力すること。

イ 質問要領及び注意事項

- ・令和7年5月27日（火）午後5時までとする。
- ・質問については、必ず「9 書類提出及び問い合わせ先」に電子メールで送信し、電話連絡等で担当者に到着確認を行うこと。また、電子メールを送

信する際の件名には参加表明事業者名を必ず記載して送信をすること。

ウ 質問に対する回答

令和7年5月30日（金）正午までに全参加表明事業者に対し、電子メールにて行う。

9 書類提出及び問い合わせ先

清須市役所 健康福祉部高齢福祉課高齢福祉係 担当 浅井

住 所 〒452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地

TEL 052-400-2911 内線1452

E-mail koreifukushi@city.kiyosu.lg.jp